

事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 28 日

糸満市立小中学校 保護者の皆様

糸満市教育委員会 学校教育課

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について（ご案内）

糸満市教育委員会では、糸満市立小中学校に在籍する児童生徒の不慮の災害（負傷、疾病、障害、死亡）に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その医療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。糸満市教育委員会では、原則として全員に加入していただきたいと考えております。

つきましては、下記及び裏面の内容をご確認いただき、災害共済給付制度へご加入いただきますようお願いいたします。

記

1. 災害共済給付制度への加入について

児童生徒が災害共済給付制度へ加入するに際し、あらかじめ保護者の方からの同意をいただく必要がございます。

本資料による制度説明及び「不加入の申出書」が提出されていないことにより、「加入に同意した」として取り扱い、災害共済給付制度へ加入となります。

※加入後は卒業まで毎年度自動更新となります。

〔加入を希望されない方へ〕

学校へ申し出いただき、学校から「不加入の申出書」を受け取り、ご記入の上、提出期限内に学校へご提出ください。（当該申出書を提出後、途中加入もできますので、その際は学校に加入を希望する旨を申し出てください。）

※「不加入の申出書」の提出期限は、令和 8 年 4 月 1 7 日(金)です。

2. 共済掛金について（令和 8 年度予定額）

児童生徒 1 人あたり年額 4 7 5 円（保護者負担額 2 3 0 円、教育委員会負担額 2 4 5 円）

※掛金は保護者と糸満市教育委員会でそれぞれ負担し、保護者の納付は入学後となります。

（要保護・準要保護世帯については一部免除があります。）

糸満市教育委員会 学校教育課
TEL：098-840-8165

■給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円]
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合1,500万円]
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 [通学(園)中の場合も同額]

■学校の管理下となる範囲

1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
3. 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
4. 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
5. 寄宿舎にあるとき 等

■給付に関する注意事項

1. 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
2. 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
3. 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
4. 他の法令の規定による給付等(例:市のこども医療費助成制度)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
5. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

不加入の申出書

(日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度)

糸満市教育委員会 教育長 殿

糸満市立 _____ 学校 第 _____ 学年

児童生徒氏名 _____

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約につきまして、給付の対象となる災害の範囲と給付金額および共済掛金について説明を受け、理解したうえで上記児童生徒が加入しないことを申し出ます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

【留意事項】

- 本申出による不加入の状態は、卒業まで継続されます。
- 今後、年度途中や進級時に加入を希望される場合は、学校までお申し出ください。

学校(園)で けがをした ときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



JSCの審査後

給付金が支払われます!

学校(園)で、けがなどをして病院にかかった場合は、学校(園)・設置者を通じて、JSCへ請求してください。

学校(園)の設置者
(教育委員会、学校法人など)

学校(園)に提出してください

- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。



学校(園)の管理下って？

1 授業中(保育中を含む)
 例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
 例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
 例 始業前、業間休み、昼休み、
 放課後(下校・帰宅後に学校に遊びに来た場合は含みません。)

4 通常の経路及び方法による通学(園)中
 例 登校(登園)中、下校(降園)中

5 その他
 寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

- 医療費** 学校(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上の負傷・疾病
- 障害** 負傷や疾病が治った後に残った後遺症(その程度によって第1級から第14級まで区分)
- 死亡** 学校(園)の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

令和6年度の災害共済給付の収支状況

※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。
 ※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

災害共済給付は、国の補助金と学校(園)の設置者及び保護者にお支払いいただいた掛金から給付を行っています。



(単位：千円)

これは概要をお知らせするチラシです。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、JSC ホームページをご覧ください。

